

第4章 食の安全・安心確保のための取組

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

【農薬の適正使用指導】

現状と課題

- 安全・安心な農産物を消費者に提供するには、農薬使用基準を遵守した適正な使用を推進するとともに、その使用状況などの生産履歴の記帳も併せて推進することが求められています。
- 平成18年5月から、食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、全ての農薬に残留基準が設定されました。農薬の使用に当たっては、これまで以上に適正な使用が求められています。
- 生産量の少ない、いわゆるマイナー作物では、病虫害防除に使用できる登録農薬が少ないことから、安定供給に支障を来すことが懸念されます。

取組の方向

- ① 県の病虫害等防除指針や各作物の栽培指針に基づく病虫害防除指導を実施します。
- ② 農薬安全使用講習会などを実施するとともに、農薬の取り扱いに当たって指導的役割を担う農薬管理指導士の育成を行います。
- ③ 各生産者に対し、生産組織などを通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。
- ④ 行政・農業団体などが一体となって、生産履歴の記帳を推進します。
- ⑤ 県内のマイナー作物に対する農薬の登録要望を集約して農薬メーカーに登録申請を要請するとともに、登録に必要なデータを作成し、農薬登録を促進していきます。

数値目標

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農薬取締法違反による出荷の自粛	2件	0件
防除履歴の記帳率 (農協生産部会に属する野菜農家)	96%	100%
マイナー作物の農薬登録データの作成	5件/年	3件/年

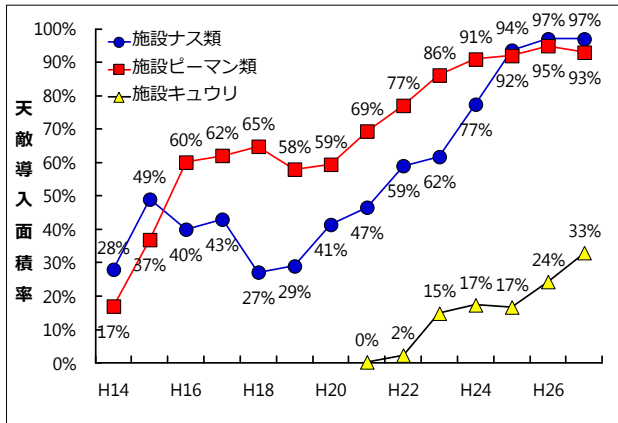
【担当課】環境農業推進課、木材産業振興課

【環境保全型農業の推進】

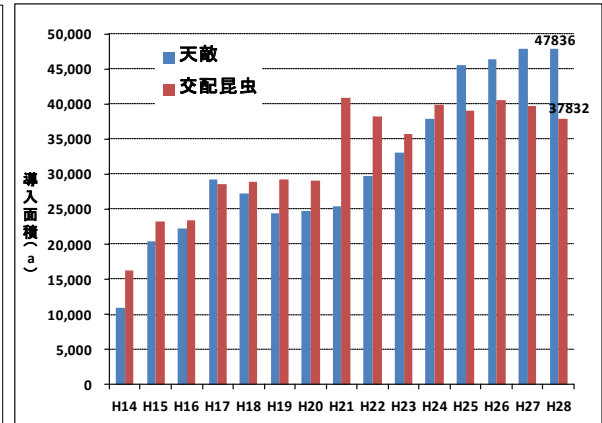
現状と課題

- 持続可能な社会システムへの転換が求められるなか、農業生産の場においても、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、周辺環境への影響に配慮した環境保全型農業への取組が進められています。
- 施設野菜を中心に天敵や生物農薬の利用などによる総合的な病害虫防除技術の導入により化学合成農薬の使用量は減少しています。
- 有機性資源の活用と土づくりのため、家畜ふんたい肥の生産・利用促進に取り組んでいます

【主要果菜類における天敵導入面積率の推移】



【交配昆虫類・天敵昆虫類導入の推移】



取組の方向

- ① 土づくりと化学肥料・農薬の低減は環境保全型農業推進のための基礎技術として位置づけ、農業生産工程管理（GAP）への取組と併せて普及推進を図ります。
- ② 交配昆虫（ミツバチなど）や天敵などに加え、湿度制御装置などを組み合わせた総合的な病害虫・雑草管理（IPM）の導入を図ります。
- ③ 家畜ふんたい肥の品質向上と耕種農家・畜産農家の連携強化により利用促進を図ります。



クロコウタンカスカメ(天敵)



ミツバチ(交配昆虫)



湿度制御装置

数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
「こうち環境・安全・安心チェックシート (集出荷場版)」に取り組む出荷場数	50/74 (68%)	74/74 (100%)
⑧ 虫害版 IPM 技術の普及率	キュウリ：33% カンキツ：7%	キュウリ：80% カンキツ：40%
⑧ 病害版 IPM 技術の普及率	ナス：0%	ナス：80%

【担当課】 環境農業推進課

② 安全・安心な畜産物の生産及び供給

現状と課題

- 畜産物中の動物用医薬品、飼料添加物の残留が人の健康を損なう恐れがあることから、ポジティブリスト制度の導入により対象物質の残留を防止することが重要です。
- 生産者の顔が見える畜産物の提供が求められるなか、牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装着の徹底による生産履歴情報の確保が不可欠です。
- 安全な畜産物の生産は、疾病にかかっていない家畜を飼うことから始まります。そのためには、疾病の予防対策が必要です。
- 平成 28 年度に国内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、野鳥においても多くの感染事例が確認されました。また、韓国においても家きん飼養農場や野鳥で感染が確認されていることから、本県においても農場に本病ウイルスが持ち込まれる可能性は否定できません。従って、今後も農場における感染状況の監視や万一の発生に備えた対策を実施する必要があります。

取組の方向

- ① 産業動物診療獣医師に対して、医薬品医療機器等法に基づく動物用医薬品の適正な使用を指導します。
- ② 生産者に対して、飼料添加物の用法と休薬期間を遵守するよう指導を徹底します。
- ③ 牛の飼養農家に対して、耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
- ④ 家畜用ワクチンによる自衛防疫を推進し、健康な家畜から安全な畜産物の生産を目指します。
- ⑤ 家畜伝染病については、生産段階への監視体制を維持し、防疫マニュアルに基づきまん延を防ぐとともに、万一発生した場合は迅速に制圧します。

牛耳標



牛耳標の装着



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
産業動物診療獣医師に対する指導率	100% (11 名)	100%
畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100% (341 戸)	100%
牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率	100% (258 戸)	100%
自衛防疫実績 (ワクチン接種)	牛： 5,026 頭 豚： 112,035 頭 鶏： 1,247,370 羽	牛： 3,000 頭 豚： 85,000 頭 鶏： 1,200,000 羽
高病原性鳥インフルエンザ監視 (立入検査)	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸
高病原性鳥インフルエンザ監視 (モニタリング)	930 羽	720 羽以上

【担当課】 畜産振興課

③ 安全・安心な水産物の生産及び供給

【水産物産地市場の衛生確保】

現状と課題

- 衛生的で安全な水産物の供給を目指し、県内の水産物産地市場における衛生管理の向上を図っています。
- 衛生管理に優れた産地市場を認定する「優良衛生品質管理市場・漁港認定制度」の認定取得を目指し、各地域において講習会を開催するなどして、水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上に取り組んできました。
- 取組の結果、すくも湾中央市場、高知県漁協清水魚市場、高知県漁協室戸岬魚市場の3市場が認定されました。(平成28年12月現在、全国で13市場認定)

取組の方向

- ① 今後、水産物市場の施設更新の際は、優良衛生品質管理市場の認定を視野に入れた施設(ハード面)の整備を目指します。
- ② 認定市場の衛生管理スキル(ソフト面の取組)について、他の市場にも普及を図り、県内水産物市場全体の衛生管理意識の底上げを目指します。



※ 床の防菌コーティングや天井を防鳥対策のためにフラットにしています。

【担当課】水産政策課

【動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導】

現状と課題

- 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、養殖水産物の食品としての安全・安心の確保に努めてきました。平成24年度から27年度の間、動物用医薬品（水産用医薬品）の不適正な使用などは確認されていません。
- 消費者の食の安全・安心を確保するため、引き続き巡回指導、講習会及び文書指導などを実施することにより、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導の徹底を図る必要があります。



養殖場(宿毛)



マダいの養殖

取組の方向

- ① 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間の遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、消費者の食の安全・安心の確保に努めます。



漁業指導所などでの指導

【担当課】 漁業振興課

④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査

【農産物の残留農薬検査】

現状と課題

- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、県と農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬などについても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、適正な農薬の使用はもちろん、他の作物へのドリフトなどにも注意する必要があります。
- 農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。
- 平成 27 年度の農薬残留事故は 2 件（平成 28 年度は 0 件）で、応急対応により当該農産物の出荷販売を最小限にとどめることができましたが、近年の農薬残留事故は、生産者の自己責任によるものだけではなく、過去に使用した農薬が土壌などに長期間滞留し、作物に吸収されて検出されるという事例も見られており、農薬の環境中の動態について、より詳細な調査が必要となっています。

取組の方向

- ① 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳に併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
生産・出荷段階での残留農薬検査数	県 50 検体 (※) 農協 2,000 検体	農協 2,000 検体

※ 環境農業推進課が実施する生産・出荷段階の残留農薬検査は平成 28 年度で終了しましたが、食品・衛生課、高知市保健所による流通段階の残留農薬検査は引き続き実施します。

【担当課】環境農業推進課

【BSE検査】

現状と課題

- BSE対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認やBSEの発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛BSE検査が必要です。

取組の方向

- ① 48か月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。



BSE検査

数値目標

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
死亡牛に対するBSE検査	48か月齢以上の死亡牛全頭 (156頭)	48か月齢以上の死亡牛全頭

【担当課】畜産振興課

【貝毒対策】

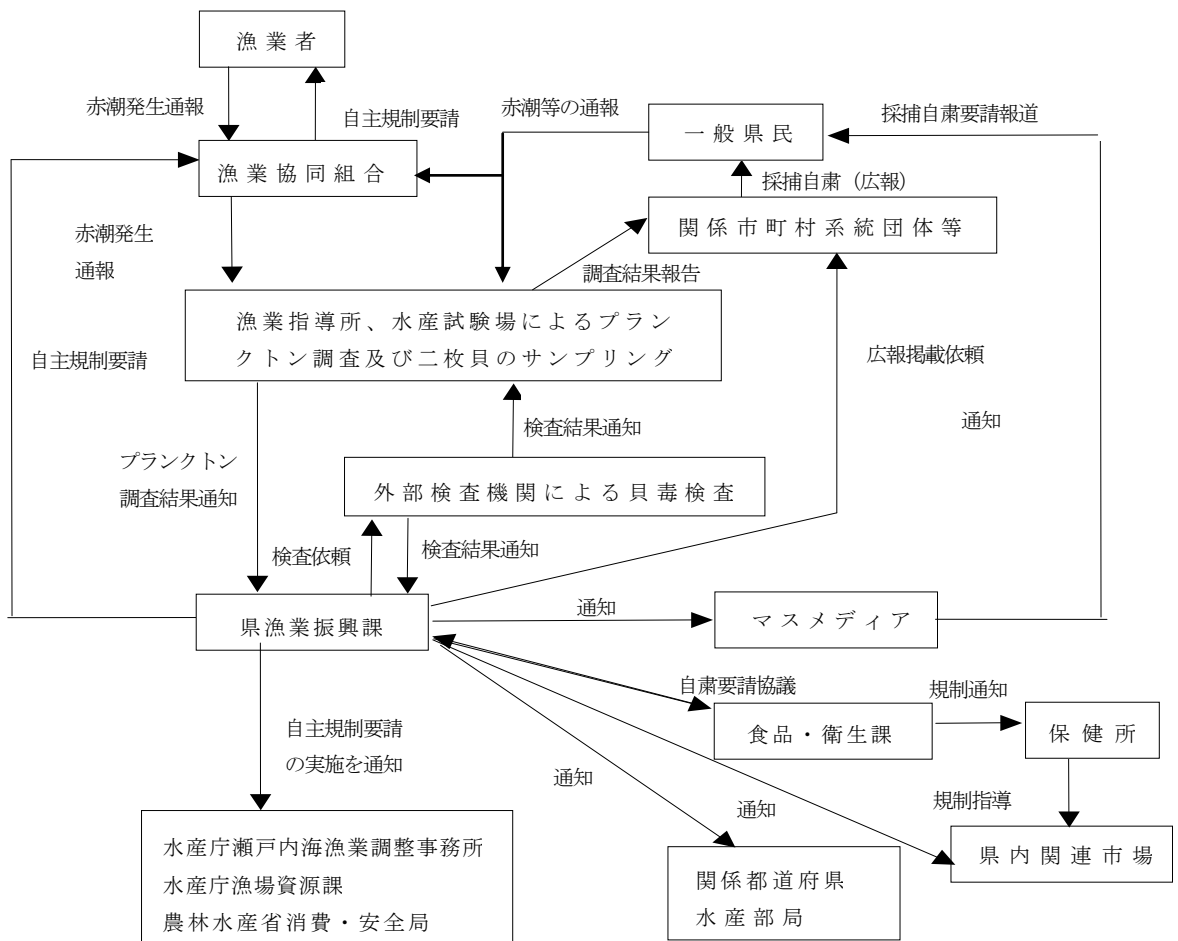
現状と課題

- 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾における貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合のみならず一般県民に対し採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

取組の方向

- ① 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾において貝毒プランクトンのモニタリング調査を実施するとともに貝毒検査を実施することによりアサリなどの二枚貝の食品としての安全性の確保に努めていきます。
- ② 貝毒発生時には、関係機関と連携し、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安全・安心の確保に努めます。

〔貝毒発生時の連携〕



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
貝毒発生モニタリング検査	貝毒検査：延べ 35 回 プランクトン検査：延べ 104 回	継続実施

【担当課】 漁業振興課、食品・衛生課

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

① HACCPによる自主管理体制の推進及び支援

現状と課題

- HACCP（危害分析・重要管理点方式）は、従前から、国際標準の食品衛生管理手法として輸出など商取引の際の要件とされてきました。近年の食品流通の更なる国際化や訪日外国人観光客の増加、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、食品衛生法改正による HACCP の制度化が検討されています。
- 県及び高知市においても、食品等事業者の HACCP 導入推進のため、平成 27 年度に食品衛生法施行条例を改正し、食品衛生管理の方法（公衆衛生上講ずべき措置の基準）に「HACCP 導入型基準」を選択できるようにしました。
- と畜場及び食鳥処理場においても法律が改正され、平成 27 年から「HACCP 導入型基準」が選択できるようになりました。
- HACCP に取組む食品等事業者を県が認証する「高知県食品総合衛生管理認証制度」（高知県版 HACCP）を平成 28 年 6 月からスタートしました。（認証制度については、29 ページ参照）
- HACCP 導入に際し、技術的支援を求める県内事業者が多いことから、産業振興、地産外商の観点から、専門的な研修やアドバイス事業を実施しています。
- 平成 28 年 12 月末現在、HACCP 導入型基準を選択している事業者はまだ 16 施設と少なく、今後の普及が課題です。
- また、HACCP に関する指導助言を行う食品衛生監視員の養成及び資質向上が必要です。

取組の方向

- ① 将来的な HACCP 制度化に向け、県としても HACCP の普及を強力に推進していきます。
- ② 高知県版 HACCP の推進と連動した取組とするため、食品関連事業者への講習、現地指導、書類アドバイス等を組合せ、段階的に HACCP 手法に取組むことができるように支援を行います。
- ③ HACCP 導入後も PDCA サイクルによる自主衛生管理ができ、安定して安全な食品製造・販売・加工が行われるよう、食品等事業者に対して指導助言を行います。
- ④ HACCP の指導助言を行う食品衛生監視員を養成・育成します。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑧ HACCP 導入型基準の施設数	—	320 施設
⑧ 食品衛生監視員(*1)のうち、HACCP に係る助言等を行う食品衛生監視員(*2)の割合	56 人中 33 人	食品衛生監視員の 2 / 3 以上

*1 食品衛生監視業務に従事する県・市の職員（獣医師、薬剤師、栄養士、農芸化学等）

*2 食品衛生監視員(*1)のうち厚生労働省等が実施する HACCP システムに係る養成講習を受けた者

【担当課】食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導

現状と課題

- 食品製造・加工技術の進歩により、多種多様な食品が県内で製造されるようになりました。また、物流技術の発達やインターネット販売の普及等により、広域的に販売されるようになっています。
- 県及び高知市では、平成 16 年度から年度ごとに「食品衛生監視指導計画」を作成し、食品営業施設、給食施設、と畜場、食鳥処理場等を計画的に監視指導しています。県人口の減少に伴い、食品営業施設数も減少傾向にあるため、監視対象施設は減少しています。
- 食中毒や食品等の規格基準違反、異物混入などの事案発生状況を踏まえ、効果的及び効率的な取組を実施し、安全な食品の製造と流通を確保していく必要があります。
- 食品関連施設に対する監視指導や食品営業者を対象とした講習会の開催等により、衛生管理の意識向上を図っています。
- 食品営業者が組織する（一社）高知県食品衛生協会においても、食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、食品衛生向上の啓発普及や自主管理の推進に努めています。
- 野生鳥獣肉（ジビエ）に対する関心の高まりから、捕獲したシカ及びイノシシを衛生的に処理、供給するための指針として、平成 27 年に「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」を作成し、啓発をしています。

取組の方向

- ① 食品営業施設を食中毒や食品事故などの発生リスクによりランク分けして「食品衛生監視指導計画」を作成し、効果的かつ計画的な監視指導に取組みます。
- ② 大量調理施設及び過去に食品事故が発生した施設などについては、特に重点的に監視指導を実施していきます。
- ③ 食品営業施設の監視結果などについて、ホームページ等による情報提供を行います。
- ④ ジビエの安全な取扱いについて啓発します。また、「よさこいジビエフェア」により飲食店への利用促進を図ります。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
食品衛生監視指導計画の監視指導達成率	100%	100%
食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導件数	41,084 件	42,000 件

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所、鳥獣対策課

③ 食中毒予防

現状と課題

- 平成 23 年から平成 28 年にかけて発生した食中毒の病因物質別について見てみると、ノロウイルス、カンピロバクター、サルモネラ属菌によるものが上位を占めています。
- 例年、ノロウイルスによる食中毒や感染症の多発がみられることから、食中毒予防対策の充実強化を図るとともに、食中毒及び感染症両面からの調査・措置を行うことが必要となっています。
- 食肉の加熱不足等による食中毒が発生しているため、十分な加熱の必要性について啓発が重要です。
- 食中毒予防は、消費者に対しても広く啓発していく必要があります。

取組の方向

- ① 食中毒発生 0（ゼロ）を目指し、食品衛生知識の普及啓発に取り組めます。
- ② 講習会等により、食品関連事業者や消費者に対し、具体的な事例による食中毒予防啓発と情報提供を行います。
- ③ 食品衛生監視指導計画に基づき、特に食中毒発生のリスクが高い施設に対しては、重点的な監視指導を実施します。
- ④ 食中毒の発生しやすい時期に集中監視を実施します。（夏期・年末一斉取締）
- ⑤ 食中毒発生時には、原因施設と病因物質の疫学調査を行い、原因究明を徹底し、再発防止を図ります。
- ⑥ ノロウイルスによる食中毒対策として、適切な手洗いと食品取扱者の健康管理について特に啓発を行います。
- ⑦ 食肉の生食に対するリスクについては、食品営業施設だけでなく、消費者へも情報提供をしていきます。

数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
(再掲) 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率	(再掲) 100%	(再掲) 100%
食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数	300 回 (平成 23～27 年度の平均)	300 回以上
消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数	88 回 (平成 23～27 年度の平均)	90 回以上
食中毒発生件数 (*1)	4.4 件 (平成 23～27 年の平均)	減少させる

*1 食中毒件数は年次統計

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所

④ 流通食品の検査

現状と課題

- 食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階の国産・輸入食品を対象に、食品の残留有害物質や食品添加物、残留農薬などの検査を実施しています。
- 放射性物質に汚染された食品に対する県民の不安を解消するため、県内流通食品をモニタリング検査しています。
- 食用としてと畜場に搬入された家畜は、食肉検査により合格したもののだけが食肉として流通しています。
- 国の BSE 対策開始から 10 年以上が経過したこと、国内外の BSE リスクが低下したこと等により BSE 対策全般が見直され、平成 25 年 7 月から、と畜場に搬入される牛に行う BSE 検査は 48 か月齢超が対象になりました。今後、科学的知見に基づき廃止される予定です。
- アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を防ぐために、食品製造施設などに対する表示指導とともに、アレルギー物質検査を実施しています。
- 試験検査の精度管理を徹底し、検査の信頼性の確保に努める必要があります。

取組の方向

- ① これまでに実施した検査状況や最新の情報を考慮して、計画的に食品の検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 県内に流通する食品(輸入食品含む)について、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の残留有害物質や食品添加物、放射性物質などの検査を実施し、残留基準や食品等の規格基準に適合しない食品の流通を排除します。
- ③ アレルギー物質含有食品や遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示内容と異なる検査結果の場合は、食品製造業者などに対して立入調査や指導を行います。
- ④ 「学校給食衛生管理基準」に基づき、定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行い、学校給食の食材の安全確認に努めます。
- ⑤ 食肉の安全性を確保するため、と畜場等において食肉検査を実施し、疾病の排除及び食肉衛生の向上に努めます。
- ⑥ 信頼性の高い検査を迅速に行うため、衛生研究所、各保健所、食肉衛生検査所などの精度管理を徹底するとともに、検査技術の維持・向上に努めます。
- ⑦ 食品関連事業者は、自らの食品の安全確保への取組として、食品検査センターなどによる自主検査の実施に努めます。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率	98%	100%

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所、保健体育課

(3) 消費段階における安全・安心の確保

現状と課題

- 講習会等により、消費者に対して食中毒予防など食の安全性に関して普及啓発を行っています。
- 広報紙やホームページ等により、食の安全・安心に関する情報提供を行っています。

取組の方向

- ① 食中毒予防や食品表示の利用方法などは、消費者に対しても広く啓発していく必要があるため、出前講座などの機会を通じて積極的に情報提供を行います。
- ② 食の安全性確保に関する情報について、ホームページ等による情報提供を行います。

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所

(4) 県民からの相談等による立入調査等

現状と課題

- 関係各課、各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談等が数多く寄せられています。
- 各福祉保健所及び高知市保健所への相談内容は、食品表示、異物混入、有症が主なものとなっています。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。
- 県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。

取組の方向

- ① 食の安全・安心に関する担当主管課及び出先機関の一般相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受け付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる事態に関する相談や情報の提供があった場合は、内容に応じて関係法令や条例に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 措置や立入調査に際しては、必要に応じて関係部局や関係団体などが連携・協力して効果的で適切な対応を行います。
- ④ 突発的な危害情報に対しても迅速に対応できるよう、日頃から他自治体や関係部局等との連携を図ります。

【担当課】食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、漁業振興課、水産流通課、高知市保健所

(5) 認証制度の推進

【農産物及び生産者の取組】

現状と課題

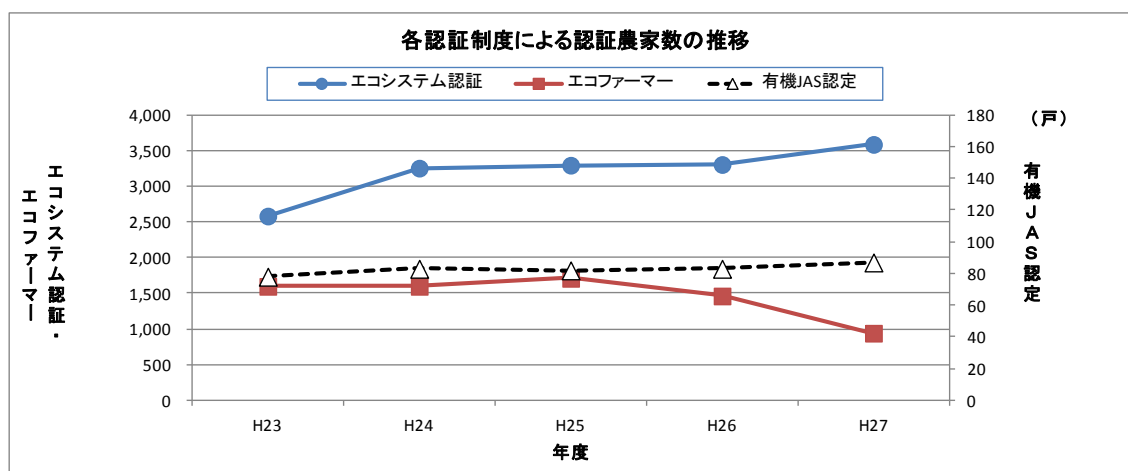
- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬などによる栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負荷を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物などを供給するため、様々な認証制度の取得を支援しています。
- 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づくエコファーマー認定制度については一定定着していますが、農業者の高齢化等により減少傾向にあります。
- 高知県園芸農業協同組合連合会が実施するエコシステム栽培認証 (*1) については、平成12年の創設以降、対象品目及び認証数は増加し続けており、県産園芸品の安全・安心確保と環境保全農業推進に向けた取り組みとして普及しています。
- 有機農業（有機農業推進法で定義される「化学的に合成された肥料・農薬及び遺伝子組み換え技術の不使用」の要件を満たした農業）については、平成27年4月に改定した高知県有機農業推進基本計画に基づき推進を図っており、その一環として有機JAS認定取得支援（認定費用の補助等）のほか販路拡大・技術習得支援を行っており、有機JAS認定取得は一定の数で推移しています。

*1 エコシステム栽培認証

総合的病害虫・雑草管理（IPM）を基本に、農業環境規範による土づくりや適正施肥、農業生産工程管理（GAP）による点検、生産履歴記帳等の実施事項を組み合わせた栽培方法を「エコシステム栽培」として管理要件を設定し、認証を実施する制度。

取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農作物などの供給を図るため、特別栽培農産物に係る新ガイドラインによる表示や、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。






数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑨有機 JAS 認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積	161ha	(平成 31 年度) 284ha (*1)

*1 高知県有機農業推進基本計画における目標数値

【担当課】環境農業推進課

【農産物に関する主な認証制度】

制度名	認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示
有機食品の検査 認証制度 (有機 JAS)	登録認定機関 (NPO 法人高 知県有機農業認 証協会ほか)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法を採用したほ場において生産された農産物や、それらを使った加工食品を対象として認定事業者が格付を行う。 対象業種：農業者、加工業者、小分け業者	 認定機関名 認定番号
エコファーマー (持続性の高い農 業生産方式導入計 画認定農業者)	県	持続性の高い農業生産方式(たい肥等による土づくりと化学肥料、農薬使用の低減を一体的に行う生産方式)を導入するため「導入計画」を策定した農業者を知事が認定。 対象業種：農業者	エコファーマーマークは、平成 23 年 3 月末をもって利用が停止されました。
エコシステム栽 培審査登録	高知県園芸連	化学合成農薬の使用だけに頼らず生態系や生産物への影響を小さくする、人や環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 技術を取り入れた栽培管理の基準を設けて審査し登録。「エコシステム栽培」さらにそれを進めた「特別栽培農産物」の審査・登録があります。 対象業種：農業者	 高知はおいしい エコシステム栽培  高知はおいしい 特別栽培農産物

◆ 高知県食品総合衛生管理認証制度

現状と課題

- 県では、HACCP の考え方に基づく自主衛生管理の取組の促進を図るため、県が定める認証基準に適合する県内食品関連施設を認証しています。
- 平成 15 年度から、高知県独自の認証制度「高知県食品衛生管理認証制度」を、また、平成 23 年度から「高知県食品高度衛生管理認定制度」を創設し、自主衛生管理に取り組む食品事業者を認証・認定してきました。
近年、国際標準の HACCP 手法導入が商取引において求められるようになったため、これらの制度を統廃合し、平成 28 年 6 月から「高知県食品総合衛生管理認証制度」をスタートしています。
- 旧認証制度では施設要件（ハード面）が必須でしたが、新たな認証制度では HACCP システムの運用（ソフト面）を重視した基準に変更したことにより、中小事業者にも取組みやすい制度としました。
- HACCP に取組む施設の増加と認証制度の普及により、安全性の高い食品の流通を促進するとともに、消費者が安心して食品を選択する目安となることが重要です。

取組の方向


- ① HACCP に関心を持つ食品関連事業者に対し、制度の周知を図り、認証取得を促していきます。
- ② 取組にあたっては、産業振興に関する部署と連携を取りながら進めていきます。
- ③ 食品関連事業者への講習、現地指導、書類アドバイス等を組合せ、段階的に HACCP 手法に取り組むことができるように支援を行います。
- ④ HACCP 導入型基準や国際的な食品安全マネジメントシステムとの整合性を図り、認証施設の取組が「見える化」しやすいよう、認証制度のブランド化に取り組めます。
- ⑤ 認証マークの普及をすすめ、消費者の関心を高めていきます。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑧ 高知県食品総合衛生管理認証施設数 第 2 ステージ以上	—	320 施設

【担当課】 食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

【認証制度の概要】

制度名	認証機関	制度の内容、対象業種等
高知県食品総合衛生管理認証制度 	県	HACCP の考え方を取り入れた県独自の衛生管理基準に適合する県内の食品関連施設を認証する制度。段階的に HACCP に取り組めるよう、3つの認証区分を設けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1ステージ：HACCP 5 手順（HACCP に取り組む準備段階） ・第2ステージ：HACCP 12 手順（HACCP による PDCA サイクルが一巡した状態） ・第3ステージ：HACCP 12 手順＋一般衛生管理基準（HACCP プランに基づき、一般衛生管理が行われている状態） 対象業種：県内の食品関連施設

【担当課】食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

（6）調査研究等の推進

現状と課題

- 県の各試験研究機関では、安全・安心な農林水産物の生産・加工などに関する様々な調査研究を推進しています。
- 食品衛生監視指導においては、業務で得られた知見等の共有を図ることにより、課題解決に取り組んでいます。
- 進歩する食品の加工・製造技術や分析検査技術に対応するための研鑽と、技術の継承が重要です。

取組の方向

- ① 病害に対する抵抗性を高める薬剤や新規土着天敵の利用技術等の開発により、IPM 技術をさらに拡大するとともに、農産物鮮度保持に関する研究を推進します。
- ② 食中毒に起因する危害の情報収集と蓄積を図り、食品などの安全性に関する調査研究を推進します。
- ③ 食品衛生に関し、効果的な監視指導方法や食品衛生に関する疑義について検討や調査研究を行います。

【担当課】食品・衛生課、環境農業推進課、高知市保健所

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

① 関係法令に基づく食品表示の監視指導

現状と課題

- 平成 27 年 4 月 1 日から、JAS 法、食品衛生法、健康増進法の 3 法から食品の表示に関する部分を一本に統合した「食品表示法」が施行されました。そのため、食品関連事業者に対し、従来の表示から食品表示法に基づく表示に替えるよう、啓発、指導を行っています。
- 食品の表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっています。そのため、食品表示法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法、米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）などの関係法令に基づき、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して指導を行っています。
- 表示関係法令の所管は複数の担当課にわたっていますが、日頃から連携を強め、合同で調査・監視することにより、製造・販売事業者などに対する効果的な点検や指導を行っています。これからも、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高めていく必要があります。

取組の方向

- ① 食品表示に関する関係部局や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導を実施します。
- ② 監視指導の結果、不適切な表示があった場合には、各法令に基づき情報回付や立入調査等を行います。
- ③ 消費者グループ等からの推薦や一般公募を通じて「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示適正化を推進します。

数値目標

項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
関係機関による合同の食品表示監視指導回数	13 回	15 回
食品表示ウォッチャーの数	20 名	20 名

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、水産流通課、
県民生活・男女共同参画課、医事薬務課

【食品表示に関する主な法律】

法律名	表示の目的	表示の対象	主な表示事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たす食品表示について、適正な表示を行わせることによって一般消費者の利益の増進を図る。	食品関連事業者等が販売する全ての飲食物	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、原材料名、添加物、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者名及び住所、製造者名及び製造所所在地、栄養成分の量及び熱量 ・アレルギー、特定保健用食品、機能性表示食品、遺伝子組換え食品、原料原産地名 等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する。	食品の広告にあたるものすべて	—
	栄養の改善や健康の増進を図り、保健の向上を図る。	病者用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品など、特別の用途に適する旨の表示をするもの	許可された内容に対して定められた事項を表示する。
景品表示法	一般消費者を不当に誘引し一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する不当表示を規制する。	商品、容器の包装、チラシ、パンフレットなど商品の情報を表示しているもの	—
計量法	計量の基準を定めて正確な計量の実施を確保する。	内容量の表示が必要な容器包装食品	・内容量、詰め込み者（販売者）の氏名又は名称及び住所
米トレーサビリティ法	米穀等の適正流通の確保及び一般消費者への産地情報の伝達	一般消費者向けに販売・提供される米及び米加工品	・産地（米加工品は原材料である米の産地）
医薬品医療機器等法	医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行う。	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等 （食品には、医薬品等と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。）	—

食品表示例

商品名 高知家クッキー		栄養成分表示 (1袋 100g 当たり)	
名称	焼菓子	熱量	522kcal
原材料名	小麦粉、マーガリン（乳成分・大豆を含む）、砂糖、鶏卵	たんぱく質	5.7g
内容量	100g	脂質	27.6g
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存	炭水化物	62.6g
賞味期限	2018.12.31	食塩相当量	0.6g
製造者	高知家商店 代表者 黒潮太郎 高知県高知市丸ノ内 1-2-20		

② 食品表示に関する普及啓発

現状と課題

- 食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。そのため、適正な食品表示を推進することは、消費者の食に対する信頼を高めるうえでも、重要な課題となっています。
- 食品関連事業者は、表示に関する全ての法令を正しく理解し、法令を遵守した適正な表示をすることが求められますが、関係法令が多岐にわたっていることや、頻繁に制度が改正されることから、必ずしも適正表示が出来ていないケースが見受けられます。
- 全国的に見ると、食品の自主回収の原因として食品表示の誤表記によるものが最も多く、表示ミスが食品関連事業者に与える社会的、経済的影響は大きいものとなっています。
- 食品関連事業者に対する普及啓発は、継続して行う必要があります。
- 表示を利活用するため、消費者に対する普及啓発も必要です。

取組の方向

- ① 消費者が安心して食品を購入できるように、食品表示関係部局及び関係機関、関連事業者、消費者団体と連携しながら適正な食品表示を推進します。
- ② 食品表示に対する正しい理解を深め、適正な食品表示を普及啓発するため、直販所等も含めた食品販売事業者を対象とする説明会・セミナー等を実施し、適正な表示に関する普及啓発を図ります。
- ③ 「食品表示ウォッチャー」に対する研修会を実施し、食品表示制度の理解促進と、表示の適正化について県民と協働して取り組みます。
- ④ 県民が健康づくりに役立てるために、栄養成分表示の活用方法や、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の正しい利用方法等について、啓発を行います。
- ⑤ 健康の保持増進効果等を標榜する食品について、消費者が適切に判断できるように情報提供を行います。

数値目標

項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
関係機関による合同の食品表示研修会回数	5回	5回以上
食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数	263回	330回以上
⑧ 消費者を対象とした食品表示に関する講習回数	—	20回以上

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、水産流通課、
県民生活・男女共同参画課、医事業務課

(2) トレーサビリティシステムの推進

現状と課題

- トレーサビリティとは、生産段階から販売・消費段階、又は廃棄段階まで履歴等により追跡が可能な状態をいいます。
各事業者が食品を取扱った際の記録を作成、保存しておくことで、食中毒や不良食品など健康に影響を与えるような事案が発生した際に、問題のある食品がどこに行ったかを調べたり、どこから来たのかを遡ることができるため、被害の拡大防止や再発防止に役立てることができます。
- 生産者や食品等事業者による GAP（農業生産工程管理）や HACCP（危害分析・重要管理点方式）の取組をすすめ、トレーサビリティを推進することが食の安全・安心の確保のために重要です。
- 食品では、米と牛のトレーサビリティに関して法律が定められており、正確な情報伝達が求められています。

取組の方向

- ① 生産者や食品等事業者による GAP や HACCP の取組を推進します。
- ② トレーサビリティに関する各法令に基づき、消費者等に正しく情報伝達が行われているか、各事業者への調査等を行います。

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、高知市保健所

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

現状と課題

- 毎日のように、インターネットやマスメディア等多方面から食情報が提供されていますが、中には特定の成分やリスクに偏ったもの、正確でないもの等があり、食に対する不安が解消されない消費者も少なくありません。
- 消費者の食の安心につなげるためには、科学的根拠に基づく情報を収集し、分かりやすく提供することが求められます。

取組の方向

- ① 食品の安全性に関する情報（食品安全委員会が行う食品のリスク評価や、厚生労働省及び農林水産省によるリスク管理等）について、積極的に収集を行います。
- ② 収集した科学的根拠に基づく情報について、県民に分かりやすく提供していきます。

【担当課】 全ての関係課

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

現状と課題

- 食品流通の広域化や輸入食品の増加に伴い、食品に関連する問題・事件も、より大規模化、複雑化する傾向があります。危機管理に関する各マニュアルの充実を図り、不測の事態に対応できるように備えておくとともに、危機事案発生時には関係機関と連携し、適切に対応できるような体制を整備しておく必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染に対し、県民の食に対する不安を解消するため、継続して県内流通食品の放射性物質検査と結果の公表を行っています。
- 平成25年12月に発生した冷凍食品工場における農薬混入事案に対しては、県民から提供された冷凍食品の検査を実施し、結果を公表するとともに、当該商品の自主回収が円滑にすすむよう情報提供を行いました。
- 高病原性鳥インフルエンザが県内養鶏場で発生した場合に備え、毎年度、全庁的な人員配置体制を確立し、初動対応演習を実施しています。
- 自然災害発生時の避難所等における食の安全・安心への備えも重要です。

取組の方向

- ① 重大な危機事案の発生時には、高知県・高知市健康危機管理連携会議を設置し、県民・市民の健康危機に対応する高知県・高知市行動指針に基づいた対応を推進します。
- ② 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換・共有を行います。
- ③ 危機事案が発生した時は、関係部局による緊急会議等により実務的な対応について検討するとともに、必要に応じて緊急食品検査を実施します。
- ④ 原子力発電所事故の発生に備え、平成28年8月に「高知県原子力災害避難等実施計画（ver.1）」が策定されました。県内における放射性物質汚染などの重大事故には、全庁的な対応を行います。

また、南海トラフ地震発生に備え、避難所等における食中毒予防の啓発を行うとともに、地震発生時には、第3期南海トラフ地震対策行動計画（平成28～30年度）及び各関連計画・マニュアル等に基づき、食の安全・安心の確保のために行動します。

【担当課】 全ての関係課

(2) 食育の推進

現状と課題

- 県では、子どもの頃からの健全な食生活を確立すると共に、学校、保育所・幼稚園等、職場、地域ごとに連携してあらゆるライフステージで食育の取組を総合かつ計画的に推進するため、「高知県食育推進計画」(第1期：平成19年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度)を策定し、食育推進に取り組んでいます。
- 地産地消の取組は、県民の農林水産業や食品に対する理解と関心を深めるとともに、地域食材の活用や食文化の伝承など食生活の質の向上や地域の活性化にもつながる有効な手段の一つとなっています。引き続き、地産地消の促進に向けて、市町村や関係団体とも連携しつつ、取り組みを進めていく必要があります。
- 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課が実施した「平成28年度高知県体力・運動能力、生活実態調査」では、朝食摂取率は、小学5年生男子86%、女子85%、中学2年生男子80%、女子79%、高校2年生男子78%、女子82%となっています。将来の健康づくりのために食品を自ら選択して食卓を整えられる児童生徒の育成や、より良い生活習慣の定着に向けた指導を継続して行う必要があります。
(参考)「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省調べ)
全国 小学5年生：男子84.0% 女子84.6%
 中学2年生：男子82.8% 女子80.2%
- エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせの問題も指摘されています。
このため、県民一人ひとりが元気なからだをつくるために必要な知識や実践力を身につけ、健全な食生活の実現を目指す必要があります。
- 情報が社会に氾濫する中で、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用する能力が必要となっています。
健康の保持増進のために、原材料や栄養成分、品質などの表示から食品を選択することができる力を身につけられるよう、子どもの頃からの食育に取り組んでいく必要があります。



伝承講座



伝承料理(皿鉢)

取組の方向

「高知県食育推進計画」に基づき、高知県の食育を計画的かつ総合的に推進するとともに、国の「食生活指針」の普及啓発に努めます。

- ① 健康長寿の実現や未来を担う子どもの食育を推進するため、子どもを中心に、市町村、家庭、学校、地域などが連携した食育を推進します。
- ② 食を育む環境づくりのため、市町村、食育関係団体、食品事業者等と連携し、ライフステージに応じた食育活動を展開するとともに、健康的な食生活の普及啓発に努めます。
- ③ 地域の食育推進活動の活性化のため、食生活改善推進員（ヘルスメイト）の育成・支援に努めます。
(健康長寿政策課)
- ④ 関係団体と連携し、地産地消の推進と郷土食の伝承に取り組みます。
(地域農業推進課)
- ⑤ 保育所・幼稚園等においては、日々の保育及び教育や家庭支援を通じて、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。
(幼保支援課)
- ⑥ 学校においては、栄養教諭などを中心にして学校給食を「生きた教材」として活用し、教科等学習の時間に行う食に関する指導を通して、子どもたちに生きる力や感謝の気持ちなどを育み、望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校教育活動全体で食育を推進します。

また、学校給食において地元の食材が安定的に使用できる体制づくりを推進します。

(保健体育課)

数値目標

項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
食育に関心を持っている県民の割合	(平成 28 年度) *1 54%	(平成 29 年度) *2 95%以上
土佐の料理伝承人 (組織及び個人) による郷土料理伝承講座	2 回/年	3 回/年
朝食を必ず食べる児童生徒の割合	(平成 28 年度) *3 (男子) (女子) 小学生 86%、85% 中学生 80%、79% 高校生 78%、82%	(平成 29 年度) *2 小学生 95%以上 中学生 90%以上 高校生 85%以上
学校給食における地場産物の活用(食品ベース)	32.6% *4	50%以上

*1 平成 28 年高知県県民健康・栄養調査結果

*2 第 2 期高知県食育推進計画 (平成 25~29 年度) における目標値
第 3 期高知県食育推進計画において平成 30 年度以降の目標値を設定する予定

*3 平成 28 年度高知県体力・運動能力、生活実態調査結果

*4 文部科学省学校給食栄養報告 (週報) より算出

【担当課】健康長寿政策課、地域農業推進課、幼保支援課、保健体育課

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援

【農産物】

現状と課題

- 安全・安心な農産物生産のために、天敵、湿度制御装置、さらに抵抗性誘導剤などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業技術の普及・定着に取り組んでいます。
- こだわりを持って生産された青果物を農業団体などが認証し、他の農産物と区分しての販売がなされています。また、農業団体が独自に自主的な残留農薬分析を行うなど、安心な青果物の供給確保を図っています。
- 農林水産物直販所（以下「直販所」という）は、安全・安心・新鮮な地域食材を入手できる場として消費者から支持されています。近年の食の安全・安心に対する関心の高まりなどをうけ、より消費者ニーズを反映した店舗運営が求められています。
- 直販所に出荷する農産物については、天候などに左右されるため、消費者ニーズに対応した計画的な生産が難しい状況にあります。

取組の方向

- ① 安全な農産物の生産を通じて、消費者の安心感をより高めるために、環境に配慮した農業技術の開発、普及、定着への取組をさらに進めるとともに、農業団体による栽培履歴システムの円滑な運用に向けた支援を行います。（環境農業推進課）
- ② 県内外に向けてメディアを活用したPRや販促活動、消費地との交流等を継続し、環境保全型農業に取り組む園芸高知を広く消費者にアピールし、県産品のイメージアップと販売拡大につなげます。（産地・流通支援課）
- ③ 消費者が安全・安心・新鮮な地域食材を身近に入手できる場である直販所の活動を支援します。（地域農業推進課）
- ④ 直販所に供給する農産物の少量多品目生産などへの支援を行います。（環境農業推進課）
- ⑤ 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを通じて、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組の支援を行います。（工業振興課）

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合	89%	100%

【担当課】 地域農業推進課、環境農業推進課、産地・流通支援課、工業振興課

【水産物】

現状と課題

- 水産物の鮮度保持は、すなわち、品質・安全性の向上であることから、製氷・海水冷却装置の導入の支援や鮮度保持技術の普及を実施しています。

取組の方向

- ① 安全・安心で高鮮度な水産物を提供できるよう鮮度保持及び衛生管理技術の普及や施設等の整備の支援を進めていきます。 (水産政策課、漁業振興課、水産流通課)
- ② 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを通じて、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組の支援を行います。 (工業振興課)

【担当課】水産政策課、漁業振興課、水産流通課、工業振興課



安心係養成講習会

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

現状と課題

- 食の安全・安心については、消費者、食品関連事業者、行政等それぞれの立場はもとより、生活環境、知識、経験などにより認識が異なるため、情報を共有し、共通の理解を得るよう努めることが重要です。
- 県及び高知市は、食に関わる関係者間の相互理解を図るため、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。
- 食に関する正しい知識の習得や相互理解への取組をすすめ、信頼関係の確立を目指すことが必要です。
- 県民からの意見を、今後の取組に反映させていくことが重要です。

取組の方向

- ① 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解を促進するため、意見交換会等によるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 生産・製造・加工・流通における取組紹介や現場見学、生産者・事業者との意見交換等を通して、食の安全に関する理解促進を図ります。
- ③ 食の安全に関する情報や取組を積極的に広報し、また、食に関する相談窓口で広く意見・質問を聴くことにより、食の安心につなげる取組をすすめます。



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
意見交換会 (リスクコミュニケーション) の開催	6 回	10 回以上

【担当課】 全ての関係課

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

現状と課題

- 食品流通の広域化に伴い、食品の事件・事故発生時には被害の拡大化・広域化につながりやすく、国及び関係自治体との連携した対応が一層必要となっています。
- 全国的に、広域流通食品による腸管出血性大腸菌を原因とする健康被害が発生しています。被害拡大の防止と同様事件の再発防止のため、国や関係自治体との連携による情報共有が求められます。
- 食の安全・安心を確保するために、消費者や食品関連事業者で構成される各種団体との連携を図っていますが、より一層の協働した取組が必要です。

取組の方向

- ① 食品安全に関する全国会議やブロック会議等により、他の自治体との連携強化を図ります。
- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を充実させるために、国との連携を図るとともに、必要に応じて国への提案要求を行います。
- ③ 食の安全・安心に係る各種団体との連携を強化し、協働して取組を推進していきます。

【担当課】 全ての関係課